

この書面は、裁判所が作成したものではありません。当職らが作成し、裁判所の封筒に同封させて頂いたものです。

令和2年(フ)第2746号 破産手続開始申立事件  
破産者 株式会社萬松

## ご 連 絡

令和2年4月28日

債権者 各位

破産者 株式会社萬松  
破産管財人 弁護士 南 賢 一  
破産管財人代理 弁護士 川 畑 和 彦  
同 中 川 佳 宣  
同 大 日 方 史 野  
同 安 本 侑 生

### 1 破産手続開始について

株式会社萬松（東京都新宿区高田馬場三丁目8番5号。以下「破産会社」といいます。）は、令和2年4月28日午後1時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当職らが破産会社の破産管財人及び破産管財人代理に選任されました。これにより、破産会社の財産は破産財団を構成し、その管理処分権は法律上当職らに帰属致しましたのでご連絡申し上げます。

今後は、当職らが、裁判所の監督のもと、財産の換価等の破産管財業務を遂行して参りますので、ご理解とご協力を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 2 破産債権の届出について

今後、債権届出期間内に、同封の債権届出書に必要な事項を記載の上、債権届出を行うことができます。ただし、債権届出書の作成、破産債権額の算出、必要書類の取得、郵送等のために時間的・金銭的な負担が生じる一方、本破産手続における配当額が僅少となる可能性もあります。つきましては、諸事情をご勘案の上、債権届出を行うかどうかご判断頂ければと存じます。

### 3 お問い合わせ先

#### (1) 破産会社の事業に関するお問い合わせ先

- ① 東京本社：03-3362-7611
- ② 埼玉工場：048-582-1221
- ③ 九州工場：0979-32-5537

※ 東京本社は土日祝日、埼玉工場は5月1日から10日まで、九州工場は5月2日から5月10日まで休業となりますので、当該期間は後記(2)①までご連絡ください。

#### (2) 破産手続に関するお問い合わせ先

- ① 破産管財人代理弁護士 安本 侑生 03-6250-6696
- ② 事務担当 03-6250-7227 法務部竹内（内線2269）  
同 松原（内線2415）  
同 高野（内線2130）

- ③ メールアドレス [20-00-03721@case.jurists.co.jp](mailto:20-00-03721@case.jurists.co.jp)

以 上